

平成27年6月22日

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ（上場監理担当）

下記のとおり、改善状況報告書の再提出を求めましたので、お知らせします。

## 記

1. 会社名 ジャパンベストレスキューシステム（株）  
（コード：2453、市場第一部）
2. 提出期限 平成28年1月8日（金）
3. 理由 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第49条第2項に該当し、改善措置の実施状況及び運用状況に関し、改善状況報告書の提出が必要と認められるため

（注） ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「同社」という。）が、平成26年6月16日に過年度の決算短信等の訂正を開示した件について、同社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められたことから、平成26年8月8日にその経緯及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求め、同年8月22日に改善報告書の提出を受けました。

また、同社は、平成27年3月12日に、それまで同社が設置した第三者委員会が認定した事実の前提となる事実が異なる可能性等が確認されたことから、改めて内部調査委員会を設置し、その旨を記載した改善状況報告書を当取引所に提出しています。

その後、同社が平成27年4月28日に開示した当該内部調査委員会の調査報告書等により、同社が平成26年8月22日に提出した改善報告書及び平成27年3月12日に提出した改善状況報告書の内容は、一部に事実と異なる記載等があることが明らかとなったため、同年6月8日、当取引所は、同社に対して改善報告書及び改善状況報告書の訂正を求め、本日付で訂正された改善報告書及び改善状況報告書が提出されました。

本日提出された改善報告書では、内部調査委員会の調査報告書等により明らかとなった事実関係を踏まえ、追加的に複数の改善措置が策定されており、これらを含めた一連の改善措置が引き続き有効に機能することを確認するために、本日より6か月経過後までの改善措置の実施及び運用状況について改めて説明を求めることとし、平成

28年1月8日（金）までに、改善状況報告書の提出を求めることが適当であると判断しました。

以 上

※なお、同社の改善報告書及び改善状況報告書については、当取引所のホームページ  
(<http://www.nse.or.jp/>) [上場銘柄情報](#)→[適時開示等規則違反指定銘柄一覧](#)に掲載しております。